

## 羽島市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(令和5年3月31日羽島市告示第68号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、羽島市立図書館（以下「図書館」という。）が実施する羽島市立図書館雑誌スポンサー制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる定義の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 雑誌スポンサー この要綱に基づき雑誌を提供する者をいう。
- (2) 雑誌スポンサー制度 雑誌スポンサーが購入代金を負担した雑誌につき、図書館が当該雑誌の最新号のカバー表面には雑誌スポンサー名等を、裏面には広告を表示した上で、配架する制度をいう。

(要件)

第3条 雑誌スポンサーとなることができる者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 市内に事業所を有し、又は市内で事業活動を行う企業、商工業者、団体等であって、個人でない者
- (2) 羽島市有料広告掲載に関する要綱（平成19年羽島市告示第29号。以下「有料広告要綱」という。）第6条に該当する業種又は事業者でない者
- (3) 羽島市暴力団排除条例（平成24年羽島市条例第10号）第2条第1号及び第2号に該当しない者又はこれらに密接な関係を有しない者

(対象雑誌)

第4条 雑誌スポンサー制度の対象となる雑誌は、図書館長が別に定めるものとする。

(広告の規格等)

第5条 雑誌スポンサーが提供する雑誌の最新号カバー表面には、縦4センチメートル、横13センチメートル以内の大きさで、スポンサー名等をカバー表面の中央より下部に貼付するものとする。

- 2 雑誌スポンサーが提供する雑誌の最新号カバー裏面には、カバーに収まる大きさで、雑誌スポンサーが作成した片面印刷の広告を貼付するものとする。
- 3 有料広告要綱第5条に該当し、又は該当するおそれがある広告は、掲載しないものとする。

(申込み及び決定)

第6条 雑誌への広告掲載を希望する者は、有料広告要綱第11条に規定する羽島市有料広告掲載申込書に必要事項を記入し、広告案を添付して市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申込みがあったときは、有料広告要綱第19条に規定する羽島市有料広告掲載審査委員会（以下「審査会」という。）に付して有料広告要綱第9条各号に掲げる事項を審査し、広告掲載の可否を決定するものとする。

3 前項の規定により、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を有料広告要綱第12条第3項に規定する羽島市有料広告掲載決定通知書又は羽島市有料広告非掲載決定通知書により通知するものとする。

4 前項の規定による掲載決定の通知を受けた者は、市と覚書を締結するものとする。

(代金の支払い方法)

第7条 雑誌スポンサーは、広告掲載料を市長が指定する納入業者（以下「納入業者」という。）に直接支払うものとする。この場合において、支払いに要した振込手数料は、雑誌スポンサーの負担とする。

2 広告掲載料の支払いは、一括払いとし、価格変動により過不足が生じた場合は、雑誌スポンサーと納入業者で協議し、年度末に精算するものとする。

(表示期間)

第8条 スポンサー名等及び広告の表示期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、年度の途中で雑誌スポンサーの決定があった場合は、広告掲載料の支払いが確認できた日の翌月から当該年度の末日までとする。

(提供雑誌、広告内容の変更)

第9条 第6条第4項の規定により覚書を締結した雑誌スポンサーが提供雑誌又は広告の内容を変更する場合は、提供雑誌・広告内容変更申請書（別記第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の変更申請があったときは、変更予定の提供雑誌及び広告の掲載について、審査会に付して変更の可否を審査の上、決定するものとする。

3 前項の規定により、変更の可否を決定したときは、その結果を提供雑誌・広告内容変更決定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

(広告掲載の責務)

第10条 雑誌スポンサーは、掲載した広告の内容等に関する一切の責任を負うもの

とする。

- 2 雑誌スポンサーは、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する全ての権利処理等が完了していることを市に対し保障するものとする。
- 3 第三者から広告に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求がなされた場合は、雑誌スポンサーの責任及び負担において対応し、又は解決するものとする。
- 4 雑誌スポンサーは、広告掲載の権利を第三者に譲渡してはならない。

(更新)

第11条 表示期間満了の2箇月前までに、雑誌スポンサーから解約の意思表示がない場合は、自動的に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(解約)

第12条 雑誌スポンサーが雑誌の提供を中止しようとするときは、中止しようとする2箇月前までに、雑誌の提供中止届(別記第3号様式)を市長に提出するものとする。

- 2 雑誌の提供を中止することによる先払い代金の払い戻し等については、雑誌スポンサーと納入業者で協議し、精算するものとする。

(取消し)

第13条 市長は、雑誌スポンサーが前条第1項の届出をしたとき、又は雑誌スポンサーが有料広告要綱第6条に該当することが明確になったときは、当該雑誌スポンサーの雑誌スポンサー決定を取り消すものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、羽島市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱を廃止する告示(令和5年羽島市教育委員会告示第6号)による廃止前の羽島市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱(平成28年羽島市教育委員会告示第30号)第5条の規定により締結された覚書は、この告示の相当の規定によりなされたものとみなす。

別記

第1号様式（第9条関係）

提供雑誌・広告内容変更申請書

年 月 日

（あて先）  
羽島市長

申請者（住所又は所在地）

\_\_\_\_\_  
（氏名又は名称及び代表者氏名）

\_\_\_\_\_  
（電話番号等）

TEL

FAX

提供雑誌・広告内容を変更したいので、羽島市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第9条第1項の規定により申請します。

変更時期	年 月 日
主な変更点	

（注）新たに表示しようとするチラシ等を添付してください。

第2号様式（第9条関係）

第 号  
年 月 日

提供雑誌・広告内容変更決定通知書

様

羽島市長

年 月 日付で申請のありました提供雑誌・広告内容の変更については、下記のとおり決定しましたので、羽島市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第9条第3項の規定により通知します。

決定の内容	<input type="checkbox"/> 承諾する  <input type="checkbox"/> 承諾しない 承諾しない理由
変更時期	
主な変更点	

